

開催日時	平成 29 年 8 月 23 日 9 時 54 分～11 時 30 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 兵庫県最低賃金の改正決定に対する異議申出に係る審議について 2 兵庫県特定最低賃金等について 3 その他		
議事要旨			
<p>主な審議事項</p> <p>1 兵庫県最低賃金の改正決定に対する異議申出に係る審議について 8 月 18 日に一般社団法人兵庫県タクシー協会から、8 月 21 日に自立労働組合スイートガーデン労働組合神戸支部及び兵庫県労働組合総連合から異議の申出書が提出されたことが審議会に報告され、局長より、最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての諮問が行われた。 意義申出内容について、審議された結果、異議申し出にかかる内容については、今までの審議の中でその内容を含めて議論されていること等から、8 月 4 日付け答申どおりに決定することが適当である、との答申が行われた。</p> <p>2 兵庫県特定最低賃金等について 兵庫県特定最低賃金について、関係労使の意見聴取に関する公示を行っていたが、期限内に各特定最低賃金の改正に関する意見の申出はなかったこと。今後、関係労使の特定最低賃金専門部会委員については期限内に推薦があった者について、任命手続きを行う予定であること。各専門部会については委員任命手続き後に開催されること。 特定最低賃金を 12 月 1 日に発効とするための答申期限の日は 10 月 3 日であることが説明された。</p> <p>3 次回の最低賃金審議会の開催日は 10 月 3 日（火）10 時 00 分から開催することが決められた。次回審議会は非公開で行うこととされた。</p>			